

多久都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)

平成16年3月

佐 賀 県

はじめに

(1) マスタープランの位置づけや役割について

平成12年5月の都市計画法の改正により、地域の実情に応じたまちづくりが可能となるように都市計画制度の充実が図られ、平成16年5月までに「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を策定するよう法定化されました。

都市計画マスタープランには、県が定めるマスタープランと市町村が定めるマスタープランの2つの種類があります。そのうち県が定める「都市計画区域マスタープラン」は、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を示すなど都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものです。一方、市町村が定める「市町村都市計画マスタープラン」は、県が定めるマスタープランに即して、まちづくりの全体構想や地域別構想を定めるものです。

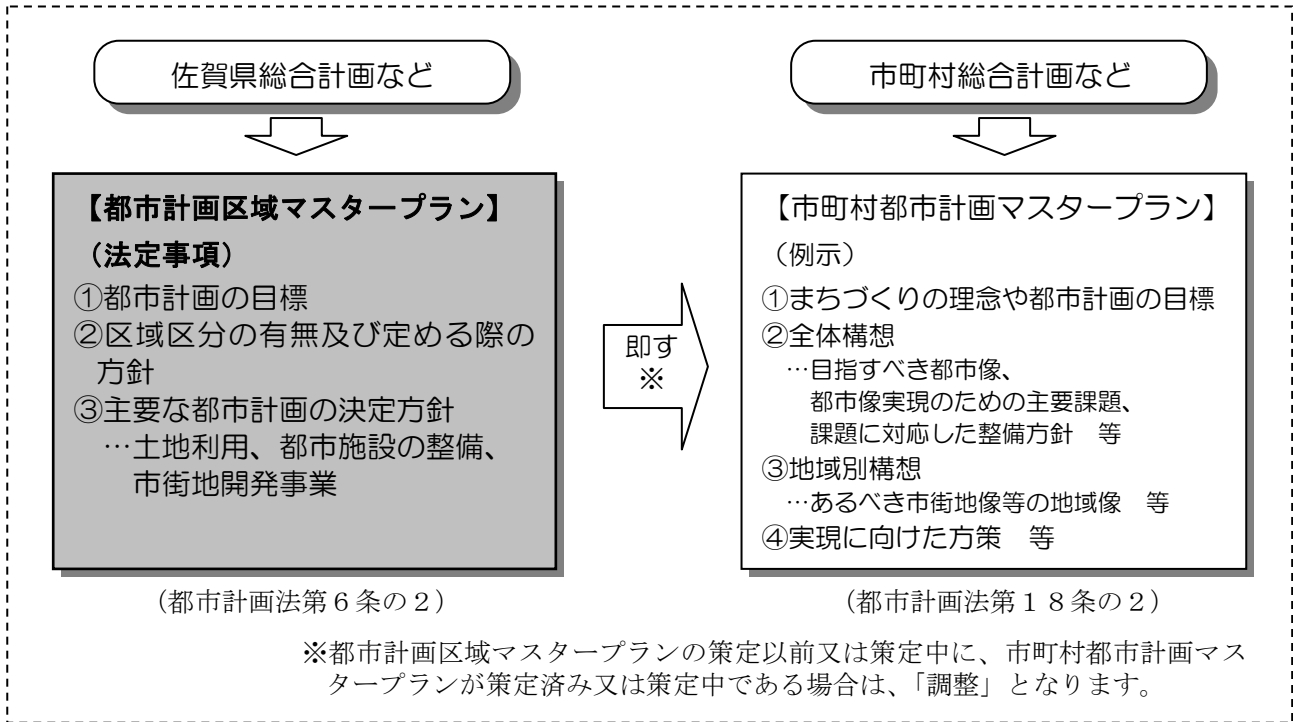
また、「都市計画区域マスタープラン」は、都市計画に関する広域的・根幹的な方針を定めることから、福祉施策、産業や観光等の振興施策に関する計画は対象としませんが、総合計画に掲げられている施策を、都市計画制度を活用して、側面から支援する役割も担っています。（図1参照）

(2) マスタープランの記述内容について

都市計画区域マスタープランでは、「都市計画の目標」「区域区分の決定の有無」「主要な都市計画の決定方針」の3項目が法定事項となっています。

- 1) 「都市計画の目標」では、隣接・近接する他の都市計画区域や都市計画区域外の現況及び今後の見通しを考慮しつつ、当該都市計画区域の広域的位置づけ等に留意し、概ね20年後のまちの将来像を描いて、都市づくりの将来ビジョンと、整備の基本的な方向を示します。
- 2) 「区域区分の決定の有無」では、現行の線引き都市計画区域については、市街地の拡大の可能性などの観点から、また現行の非線引き都市計画区域については、広域的な拠点性を有しているか否かなどの観点から、それぞれ区域区分を行うか否かを決定し、区域区分を行う場合には、その方針を示します。
- 3) 「主要な都市計画の決定方針」は、「都市計画の目標」の実現に向けて、「土地利用」「都市施設の整備」「市街地開発事業」「自然的環境の整備又は保全」の4つの項目について方針を示します。
 - ① 「土地利用」では、商業・業務地、工業地、住宅地、農地・集落等、森林などの大まかな土地利用のゾーニングを行い、土地利用の方針を示します。
 - ② 「都市施設の整備」では、道路、公園、下水道、河川などの都市施設のうち、広域的な連携や交流を支えるものや、都市の根幹的な構造を支えるものを対象として、その都市施設の整備の方針を示します。
 - ③ 「市街地開発事業」では、密集市街地の改善や、低未利用地の有効利用などについて、市街地の整備の方針を示します。
 - ④ 「自然的環境の整備又は保全」では、良好な自然的環境を構成する緑地等について、環境保全、レクリエーション、景観などに関する方針を示します。

図-1



目 次

1	都市計画の目標	1
	（1）将来ビジョン	1
	（2）整備の基本方向	2
2	区域区分の決定の有無	4
	（1）区域区分の決定の有無	4
	（2）区域区分を行わない理由	4
3	主要な都市計画の決定の方針	5
	（1）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	5
	1）市街地の土地利用の方針	
	2）市街地外の土地利用の方針	
	3）主要な拠点の位置づけ	
	（2）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	7
	1）道路の整備方針	
	2）河川の整備方針	
	3）下水道の整備方針	
	（3）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	9
	1）基本方針	
	2）市街地の整備方針	
	（4）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	10
	1）基本方針	
	2）主要な緑地等の配置の方針	
	参考附図（整備、開発及び保全の方針図）	11
	参考資料	12
	・区域区分の有無の判断フロー	
	・用語説明	

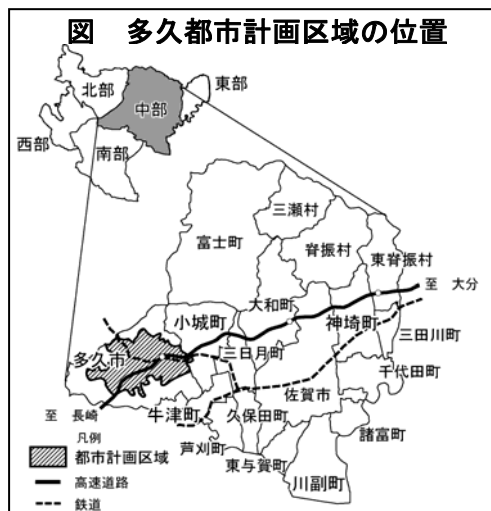
（注1）計画書にある図、写真は参考のために掲載している。

（注2）「都市計画の目標」における「整備の基本方向」の中で、波線を付している箇所は、本区域のまちづくりの資源やまちづくりの方向性を特徴的に示している部分を指す。

1 都市計画の目標

(1) 将来ビジョン

本区域は、豊かな自然と歴史・文化資源を有し、高速道路等の高い交通利便性や職住の近接性などにも恵まれている。中部地域において、住民への日常的なサービスを提供できる、各種都市機能が充実したまちづくりを進めることが求められており、概ね20年後を目標に本区域が目指すまちの姿として、以下のAからCまでの将来ビジョンを設定する。



A 広域交通のアクセス利便性を活かした活力に満ちたまち

新たな交通の玄関口として、JR多久駅の交通結節機能の強化や、商業、業務、文化等の機能集積を促進することにより、中心市街地の活性化を図る。

また、九州横断自動車道の多久インターチェンジに近接した交通利便性を活かして、企業誘致等により、新たな活力ある産業を育成するまちを目指す。



多久インターチェンジ
及び整備中のJR多久駅前広場

B 多久聖廟等の歴史・文化や豊かな自然を活かすまち

多久聖廟や東原厩舎など貴重な歴史資源を活かし、豊かな自然と歴史や文化を活かすまちを目指す。

また、天山県立自然公園や八幡岳県立自然公園に隣接した豊かな自然環境を保全するとともに、住民が身近に自然を享受できるレクリエーションの場としての活用を図る。



多久聖廟

C 豊かな自然と職住が近接した多自然型居住を提供するまち

本区域の特性である豊かな自然環境と、職住の近接性を活かしながら、都市的な生活利便性と自然環境とが調和した多自然居住を創出する。

また、高齢者や子育て世代等すべての人が安全で安心して暮らせる良好な居住環境を提供できるまちを目指す。



メイプルタウン

(2) 整備の基本方向

本区域は、天山区立自然公園や八幡岳区立自然公園に隣接する森林など豊かな自然資源をはじめ、多久聖廟や東原産舎など歴史・文化資源を有している。また、九州横断自動車道の多久インターチェンジやJR多久駅の立地等により高い交通利便性に恵まれており、一方で多久市外への通勤流動が少なく職住が近接していることでも特徴を持っている。

本区域のまちづくりの方向として、このような自然、歴史、文化、産業など多岐にわたる資源を活かしながら、佐賀市、小城町、牛津町などの中部地域内の周辺都市との生活、産業、観光面の連携や、唐津市、武雄市、北方町、江北町、厳木町など中部地域外の都市との観光、産業面の連携などを充実・促進し、広域交流ネットワークを実現することが求められている。

このため、本区域においては、前項の将来ビジョンの実現に向けて、生活、産業、観光面にわたる各種都市機能の充実に努めるが、中でも特に、中心市街地における交流機能の強化や、広域交通のアクセス利便性などを活かした都市機能の強化を目指す。そのためにも、多久駅周辺土地区画整理事業によるJR多久駅周辺の交通結節機能の強化や、中心市街地における交流拠点の形成、広域交流ネットワークの形成に重点的に取り組む。

将来ビジョンの実現に向けた整備の基本的な方向を以下に示す。

「A 広域交通のアクセス利便性を活かした活力に満ちたまち」の整備の方向

① 新たな玄関口の整備による交流拠点づくり

JR多久駅周辺の土地区画整理事業による駅前広場の整備や、駅周辺における魅力ある商業空間の形成、公共公益施設の立地促進による新たな玄関口に相応しい交流拠点の形成を図る。

② 新たな産業の立地促進による活力ある産業拠点づくり

九州横断自動車道の多久インターチェンジへの近接性や、佐賀市や唐津市等への広域交通利便性を活かして、多久北部工業団地における企業の誘致による新たな産業拠点として機能集積を図る。

③ 幹線道路の整備による佐賀市や周辺都市との連携・交流の強化

佐賀唐津道路等の整備を推進することにより、本区域の特色ある歴史・文化や産業、レクリエーション等の資源を活かしながら、佐賀市や周辺都市との生活、産業、観光等の面での多様な連携・交流の強化を図る。

「B 多久聖廟等の歴史・文化や豊かな自然を活かすまち」の整備の方向

① 豊かな自然環境の保全及び活用

本区域の周囲をとり囲む山々の豊かな自然環境を保全するとともに、住民が日常生活において身近に緑や水と親しむことのできるレクリエーションの場としての活用を図る。

② 多久聖廟等の歴史・文化的な資源の保全及び活用

本区域は、多久聖廟をはじめ東原庫舎など貴重な歴史文化資源を有している。このため、多久聖廟周辺の景観保全を推進するとともに、観光資源としての活用を図る。

「C 豊かな自然と職住が近接した多自然型居住を提供するまち」の整備の方向

① 都市的な生活利便性と豊かな自然環境が調和する良好な居住環境の整備

交通利便性が向上する中で、都市的な生活利便性と豊かな自然環境やのどかな田園風景とが調和するとともに、職住が近接した多自然型の良好な居住環境の整備を図る。

また、公共下水道等の整備により、良好な居住環境の整備を図る。

② ユニバーサルデザインの理念に基づく安全で安心して暮らせるまちづくり

駅周辺や公共施設におけるバリアフリー化や幹線道路における歩道整備等を進めて、高齢者や子育て世代など誰もが安心してまちへ出かけ、みんなが安心して暮らせるユニバーサルデザインのまちづくりを進める。

2 区域区分の決定の有無

(1) 区域区分の決定の有無

本区域については区域区分を行わないものとする。

(2) 区域区分を行わない理由

当該都市計画区域は、佐賀県における生活及び産業などの広域的な拠点性を有する区域などではないこと、また、現在も区域区分が行われていないことなどを総合的に勘案し、区域区分は行わない。

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

市街地と市街地外に区分し、広域的な観点から、土地利用の主要な事項について、その増進、集約等について記述し、また、機能の集約等を想定した主要な拠点の位置づけを記述する。

1) 市街地の土地利用の方針

土地利用の整序や良好な市街地環境の確保等を図るため、土地利用の区分に応じて適正な誘導を図る。

① 商業・業務地

～JR多久駅・多久市役所周辺～

- ・JR多久駅周辺の中心市街地では、土地区画整理事業により、商業機能の再編・強化や交通結節機能の強化等を推進し、魅力ある利便性の高い商業地の形成を図る。また、土地区画整理事業による市街地整備と合わせて、JR多久駅周辺の土地利用の見直し等の検討を行う。
- ・一方、主要な行政施設や業務施設が立地する多久市役所周辺においては、行政・業務サービス施設の維持・集積による業務地の形成を図る。

② 工業地

～多久北部工業団地～

- ・多久インターチェンジ周辺の多久北部工業団地において、周辺の環境との調和に配慮して、集積の高い工業地の形成を図る。

～市街地の既存工業地～

- ・東多久駅周辺をはじめ市街地に点在する工場が立地している既存工業地については、周辺の居住環境等と調和した工業地としての維持を図る。

③ 住宅地

～中心市街地周辺～

- ・中心市街地周辺や国道203号等の幹線道路沿道周辺においては、居住環境を損なわない商業・業務との混在を許容しつつ、中低層住宅を中心とした良好な居住環境の住宅地の形成を図る。

～一般住宅地～

- ・八幡岳・天山等の優れた自然景観や、のどかな田園風景とが調和する多自然型の良好な居住環境の整備を図る。

2) 市街地外の土地利用の方針

① 農地、集落等

[優良な農地の保全]

- ・既成市街地周辺の優良な農地を形成している地区では、その保全を図る。

[秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針]

- ・多久北部工業団地やメイプルタウン、多久聖廟周辺などでは、適正な土地利用を誘導するために、都市計画制度（特定用途制限地域など）の活用を検討を行う。
- ・既存集落等においては、必要な生活基盤の整備等により、居住環境の改善を図るとともに、宅地開発などにおいては、その周囲の環境と調和した土地利用を図る。

② 森林等

[自然環境の保全]

- ・周囲の山々には、貴重な森林空間が広がっており、この森林の保全を図る。

3) 主要な拠点の位置づけ

① 商業拠点

- ・JR多久駅周辺の中心市街地では、土地区画整理事業により、商業機能の再編・強化や交通結節機能の強化等を推進するとともに、周辺商店街と一体となった、魅力ある利便性の高い商業拠点の形成を図る。

② 業務拠点

- ・多久市役所をはじめ多くの公共公益施設や業務施設が立地する市役所周辺地区を業務拠点と位置づけ、行政・業務サービス施設の維持・集積による業務機能の強化を図る。

③ 工業拠点

- ・多久北部工業団地を工業拠点と位置づけ、九州横断自動車道多久インターチェンジへの近接性を活かし、集積を高めて工業機能の強化を図る。
- ・現在、まとまった工業集積がみられるJR東多久駅南側地区を工業拠点として位置づけ、機能の維持・強化を図る。

④ 歴史・観光拠点

- ・本区域は、多久聖廟、東原庫舎、西溪公園といった特色のある歴史的資源を有していることから、歴史と文化が香る地区としての形成を図る。

⑤ 自然・レクリエーション拠点

- ・中央公園を自然・レクリエーション拠点と位置づけ、自然とのふれあいや、レク

リエーションの場としての機能の維持・強化を図る。

⑥ 観光・レクリエーション拠点

- ・ 北部のゴルフ場や複合レジャー施設等が集積する地区を、周辺都市からの集客性を有する観光・レクリエーション拠点として位置づけ、観光及びレクリエーション機能の充実を図る。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

都市計画の目標の実現のために必要な都市施設の整備の方針を次に示す。

なお、基本方針については、概ね20年後を目標に本区域における整備の基本的な考え方や方向性を示す。

1) 道路の整備方針

本区域の都市活動等を支えるとともに、佐賀市や唐津市など他都市との広域的な連携も踏まえつつ、道路の整備方針について記述する。

① 基本方針

- 東西方向の九州横断自動車道や国道203号、南北方向の（主）武雄多久線等により本区域の骨格が形成されている。
- 本区域は東西方向に比べて、南北方向の道路の連絡機能が脆弱である。
- 良好な市街地環境の形成等を図るとともに、佐賀市や唐津市をはじめ、小城町、牛津町等の周辺都市との生活、産業、観光面にわたる多様な連携を促進し、広域交流ネットワークを形成することが望まれている。
- これらのことから、関連する国道、県道等の整備を推進する。
- 多久駅周辺土地区画整理事業に合わせて、JR多久駅移設、駅前広場の整備による交通結節機能の強化を図り、鉄道とバスやタクシーなどとの乗り継ぎ利便性の向上を図る。
- 整備にあたっては、安全な歩行者空間の確保や駅及び駅周辺等における主要な施設のバリアフリー等に配慮する。

② 主要な道路の配置及び整備の方針

【市街地を形成する道路】

- ・ 市街地を形成する都市計画道路については、市街地内における円滑な交通処理、良好な市街地環境の形成等に向けて、適切な配置を考慮し整備推進を図る。
- ・ 多久駅周辺土地区画整理事業により、（都）佐賀唐津線（国道203号）及び（都）多久武雄線（（主）武雄多久線）等の整備を推進する。また、駅前広場の整備を推進し、交通結節点の機能強化を図る。

【本区域全体の骨格を形成し、他都市との連携を担う道路】

- 佐賀市と唐津市方面とを結ぶ佐賀唐津道路については、佐賀市の高次都市機能、研究開発等の広域拠点性を背景にした生活、産業面での連携や、佐賀方面と唐津方面との観光面における連携、中部地域の産業研究開発と唐津港の港湾機能との産業面での結びつきなどを支える地域高規格道路として整備を推進し、連携強化を図る。
- (主) 多久若木線や(主) 多久江北線は、佐賀市の周辺都市との生活、産業、観光等の面での連携を支える道路であり、今後の連携の強化に向け、整備を推進する。

2) 河川の整備方針

① 基本方針

ア. 整備の基本方針

- 本区域の主要な河川である牛津川は、八幡岳に水源を発し、途中支川を合流しながら流下して、六角川に合流する感潮河川である。また、日本最大の干満の差を持つ有明海の潮汐が本区域内まで遡上するため、地形的に低平地である区域については内水対策に配慮した対策が必要となっている。これまで過去の水害を契機に河川の改修や内水対策としての排水機場の整備など治水事業を推進してきたものの、今なお整備率は低く、いまだに水害は免れられない状況にある。さらに土地開発に伴う保水機能の低下による治水安全度の低下もあり、水害から住民の生命、財産を守るため、河川流域が本来有している保水機能の保全や、河川改修事業等による河川整備を図るなど、水系一貫の視点のみならず、流域全体を視野に入れた総合的な治水対策を図る。
- 河川特性や周辺地域の環境等を踏まえ、自然と調和した健康な暮らしと健全な環境の創出を図る。
- 今後、河川に生息、繁茂する動植物からなる自然の生態系や、河川の景観、河川と人との係わり合いにおける環境の保全に十分配慮しつつ、多自然型川づくりを基本として、総合的な河川環境の整備を図る。

イ. 整備水準の目標

河川の重要度、近年発生した洪水等を勘案して、各河川の地域特性に応じた治水安全度を設定し、環境にも配慮した整備を行う。

② 主要な河川の配置及び整備の方針

六角川水系の牛津川、西郷川、山犬原川等については、河川改修事業等による河川整備を図る。また、整備にあたっては自然環境に配慮した多自然型川づくりを基本として、生態系の保全や地域住民が自然にふれあい、親しめるような整備を図る。

また、大規模開発においては、下流河川の流下能力との調整を図り、調整池等による流出量の抑制を図る。

3) 下水道の整備方針

① 基本方針

ア. 整備の基本方針

- 都市における浸水の防除をはじめ、生活污水、工場排水等の衛生的な処理、都市環境や居住環境の向上、六角川水系や有明海水域といった公共用水域の水質保全を図るために、汚水処理に関する県の構想を踏まえつつ、公共下水道の整備促進等を図る。

イ. 整備水準の目標

公共下水道の計画区域について整備を図る。

② 主要な施設の配置及び整備の方針

本市南部の中通川右岸に多久みず環境保全センターを配置している。また、公共下水道の計画区域の汚水を合理的に多久みず環境保全センターに収集する幹線管渠を配置する。

早期に公共下水道の供用開始を行う。さらに、公共下水道の整備の促進を図り、普及率の向上を図る。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

本区域の都市計画の目標を実現するために必要な市街地開発事業に関する方針を次に示す。

1) 基本方針

- 都市施設の未整備等による都市機能の低下、居住環境の悪化等に対処するとともに、無秩序な市街地の形成を防止し、市街地の整備を効率的に行うため、土地地区画整理事業等を実施する。
- 地区計画制度等の活用により計画的な市街地形成を図る。
- 市街地内の低未利用地等の有効利用を図る。

2) 市街地の整備方針

- ・ JR多久駅周辺では、中心商業地としての機能や、市街地の居住環境の改善を図るために多久駅周辺地区土地地区画整理事業を推進する。
- ・ 老朽化した建築物の密集、公共施設整備の不足等がみられる地区など、既存集落周辺等については、地区計画制度等の活用や、必要な都市基盤の整備等を進めることにより居住環境の改善を図る。
- ・ 市街地内の低未利用地が多く残存する地区等においては、都市基盤の整備等を推進し、良好な居住環境を有する市街地の形成を図る。
- ・ 本区域においては、多久駅周辺地区における土地地区画整理事業を推進する。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

本区域の都市計画の目標を実現するために必要な自然的環境の整備又は保全に関する方針を次に示す。

1) 基本方針

- 公共空地の必要性は、環境保全の上から、また、防災、景観面からもその重要性を深めており、さらに、余暇時間の増加に伴いレクリエーション活動及び野外活動の場としての公園・緑地のニーズも高く、こうした機能が総合的に発揮できるように公園・緑地等の自然的環境の充実を図る。
- 公園・緑地等については、アメニティ豊かな環境、自然とのふれあい、スポーツ、レクリエーションの場として、災害時の避難地や日常生活における住民の身近なレクリエーションの場として、適正な配置を図りながら都市公園等の整備水準を高め、防災性や生活利便性の向上を図る。
- 緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するため、積極的な取り組みを図る。

2) 主要な緑地等の配置の方針

① 環境保全系統

- ・本区域は、周囲を八幡岳県立自然公園や天山県立自然公園に隣接する良好な森林に囲まれており、希少動物の生息域としても重要なことから保全を図る。

② レクリエーション系統

- ・本区域の中央公園や今出川ふるさと公園等は、住民の身近なスポーツや自然的環境を活用したレクリエーションの場として機能の充実を図る。
- ・六角川水系の牛津川、今出川、石原川、瓦川内川、中通川等は、うるおいある自然環境軸として位置づけるとともに、親水空間として、区域内の森林等の自然的環境やレクリエーションの拠点、河川環境等を活かした水と緑のネットワークの形成を図る。

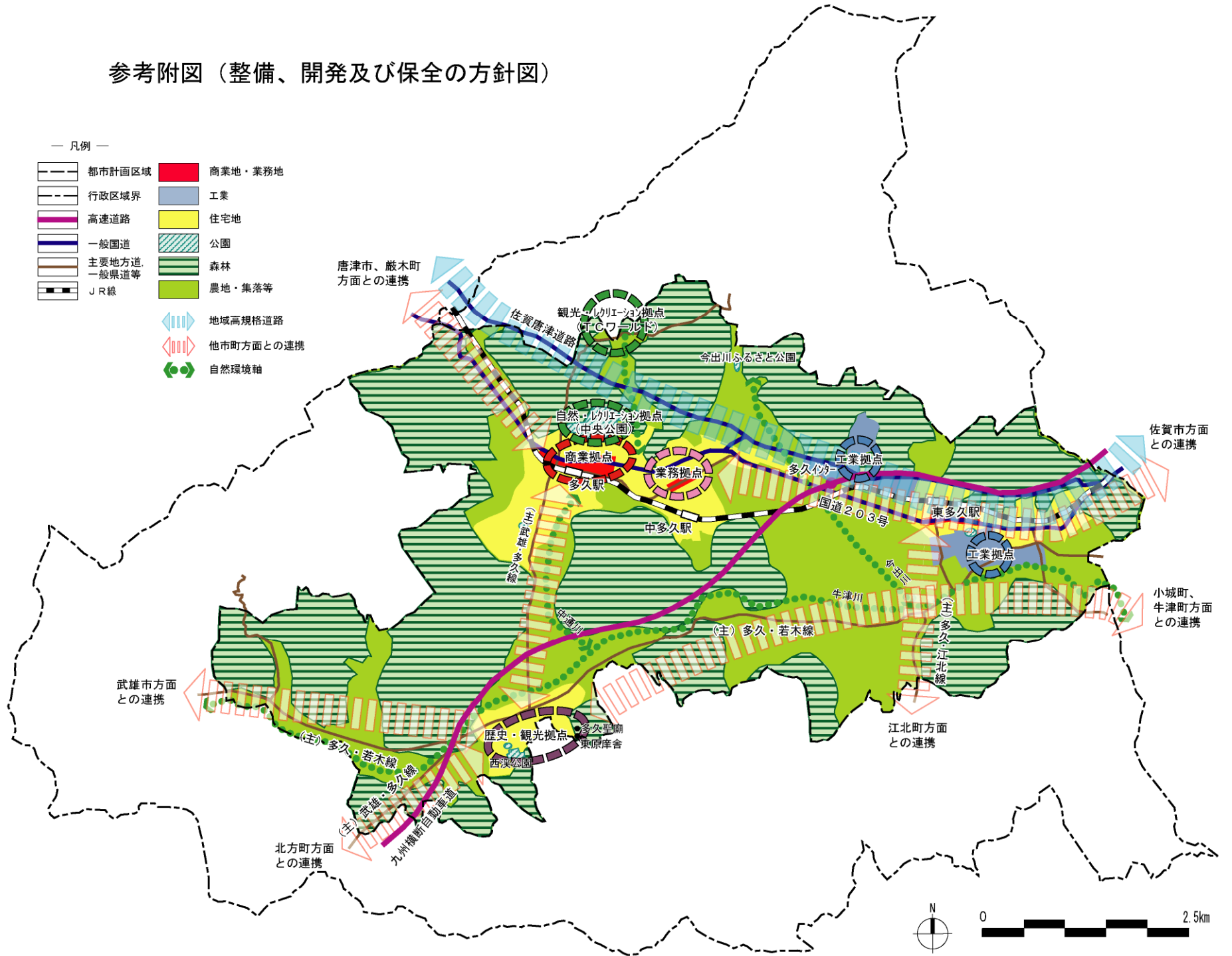
③ 景観構成系統

- ・多久聖廟周辺は歴史・文化と自然に育まれた地域特有の重要な景観要素になっているため、この景観保全を図る。

参考附図（整備、開発及び保全の方針図）

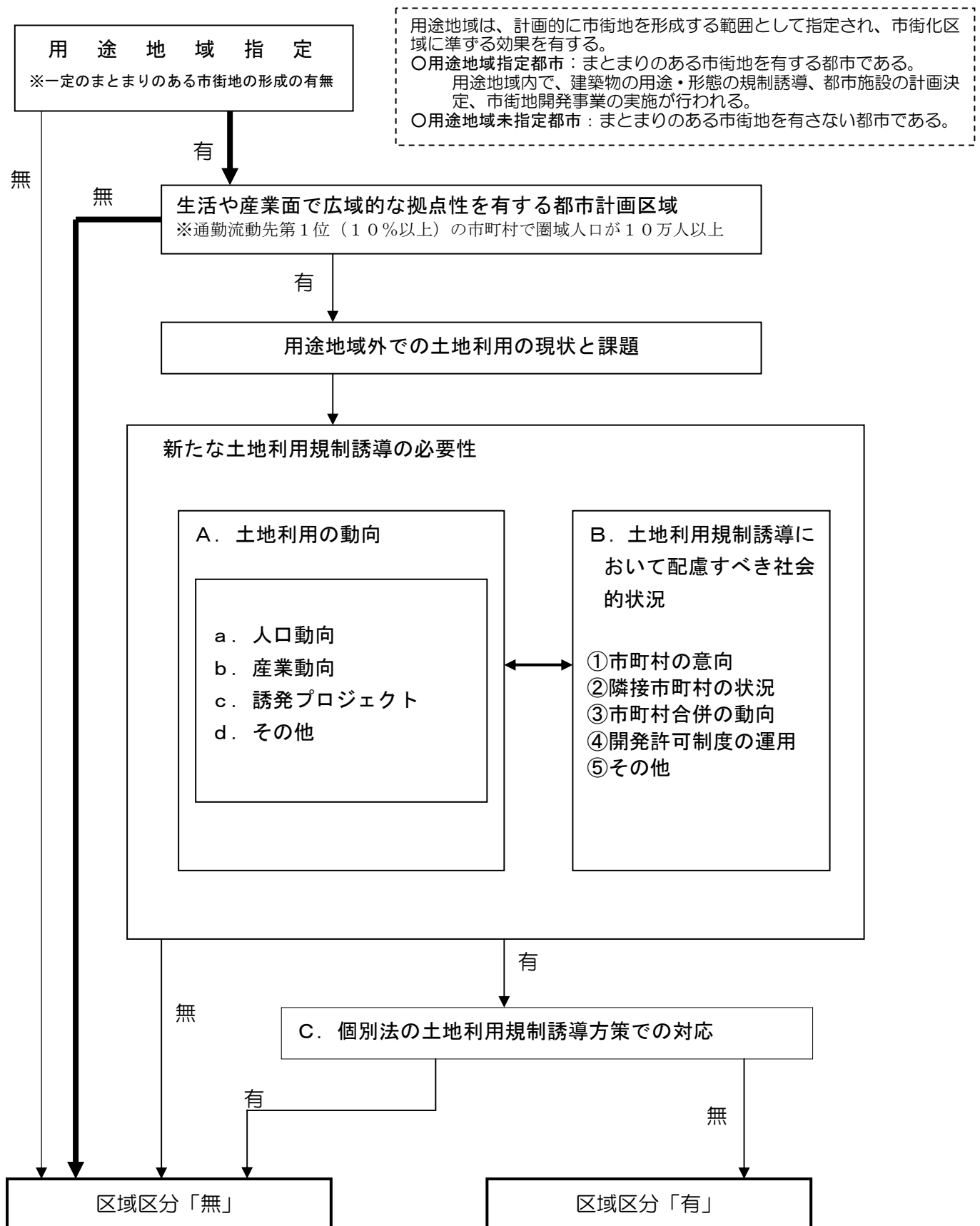
— 凡例 —

- | | | | |
|--|----------------|--|---------|
| | 都市計画区域 | | 商業地・業務地 |
| | 行政区域界 | | 工業 |
| | 高速道路 | | 住宅地 |
| | 一般国道 | | 公園 |
| | 主要地方道
一般県道等 | | 森林 |
| | J R線 | | 農地・集落等 |
| | 地域高規格道路 | | 自然環境軸 |
| | 他市町方面との連携 | | |



参 考 资 料

■ 区域区分の有無の判断フロー（現行 非線引き都市計画区域）



■用語説明

□アメニティ

豊かな緑や潤いのある水辺、美しい街並みや風景、利便性の高い生活空間や快適な生活環境などの要素に、容易に触れあえる状態を指す。

□汚水処理に関する県の構想

佐賀県全域の汚水処理施設整備の全体像をまとめたもの。市街地や農山漁村地域を含めた市町村全域について、汚水処理施設の計画的、効率的な整備を実施するために、市町村の協力により県が平成15年度に策定。

□幹線管渠

各家庭、事業所など各々から出た汚水は、各地区ごとにまとめて処理場へ向かう太い管に流入する。この太い管を幹線管渠という。

□区域区分

区域区分とは、まち（都市計画区域）を優先的・計画的に市街化を進める「市街化区域」と、市街化を抑える「市街化調整区域」の2つに分けることを指し、「線引き」ともいう。

□高次都市機能

日常生活圏を超えた広域的な地域を対象とした、商業、医療福祉、流通、情報、芸術文化などの高度な都市的サービスを提供する機能を指す。

□交通結節機能

鉄道からバスへ、鉄道から自転車へ、あるいはそれらの逆など、乗り換えが行われるバスターミナルや駅前広場などのように、交通動線が集中的に結節する箇所の機能をいう。

□地域高規格道路

地域の連携の強化と地域間の交流の促進を図り、活力ある地域づくりを実現するため、高規格幹線道路網と一体となって整備される高速交通ネットワークの充実を図る地域の高規格道路を指す。（高規格幹線道路：自動車の高速交通の確保を図るため必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路を指す。）

□地区計画（制度）

住民に身近な地区レベルを対象として、将来のまちの目標やルールを決め、建物の用途や高さなどきめ細やかな計画をつくる制度であり、主に住民が主体となってつくることができる。

□低・未利用地

既成市街地内の更地・遊休地・駐車場など、有効に利用されていない土地のこと。

□都市計画

都市は、住宅、店舗、事務所、工場といった建物や、道路、公園、下水道といった公共施設、森林、河川といった自然環境などによって、形づくられる。都市計画とは、このような都市にお

いて、将来どのようなまちづくりを行っていくかを描いて、それを実現していくために、土地利用、都市施設、市街地開発事業などの計画を、農林漁業と調和を図りながら、そこで暮らしている人たちの意見等を踏まえて、県や市町村が総合的・一体的に定めるものをいう。

□都市計画区域

都市計画区域とは、まちづくりを計画的に進めるために、人の動きやまちの発展の見通し、地形などから、ひとつのまちとして総合的に整備、開発、保全する必要のある区域で、都道府県が指定する。

□都市計画道路

都市計画により定められた道路のことであり、都市の土地利用や交通などの現在及び将来の状況を勘案し、適切な規模及び配置により、円滑な都市活動を確保し良好な都市環境を保持するよう定められる。

□土地区画整理事業

良好なまちづくりに向けて、乱雑な既成市街地、無秩序に市街化しつつある地域、または新たに市街化しようとする地域について、土地の区画形質を整え、道路、公園等の公共施設の整備改善を行う事業を指す。

□ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍などに左右されることなく、できるだけ多くの人が使いやすいように、建物、環境、製品などをデザインすること。

□用途地域

用途地域とは、良好な市街地環境の形成や、都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として定められる12種類の地域の総称をいう。

～その他、本編における略記など～

- （主） …主要地方道の略記
- （都） …都市計画道路の略記